

令和5年度
永平寺町社会福祉協議会
事業計画

はじめに

近年続いている新型コロナウイルス感染の広がりに加え、物価高騰がますます加速している中、町内では地域福祉活動や交流の機会も多く見られるようになってきている。

当会では、厳しい財政状況が続いており、今年度は小規模多機能型居宅介護事業所の休止、上志比デイサービスセンター運営の一部縮小をすることとなったが、引き続き事業ごとの点検を行い経費削減と必要に応じた改善などにも積極的に取り組んでいく。

今年度は、国のコロナ感染対策の緩和に伴い、子どもから高齢者まで町民の方々の「笑顔」を少しでも多く取り戻せるようより一層、地域福祉活動や住民主体のボランティア活動や支え合い活動、つどいの場を中心とした支援にも取り組んでいきたい。

また、福祉総合相談といった事業の分野においては、課を超えた横断的な効率の良い事業推進体制を目指していく。関係者や機関とも連携して個々の課題解決やニーズ把握に努め、コーディネートを通じた実践を図りながら「地域共生社会」の実現に向けて「チーム社協」を目指し取り組んでいきたい。さらに、各事業所においては、事業運営にも創意工夫して、サービス利用者や家族の声を聴きながら満足度の充実を意識して取り組んでいく。

そして、今後の事業推進、財務状況の改善、組織体制、品質向上、職員の育成などをはじめとする経営改善計画を作成するとともに、今後も「お互いさまのまちづくり」のスローガンのもと、計画がより多く早期達成できるよう住民の方々の福祉力向上に向けて取り組んでまいります。

使命・経営理念

1. 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とし、その達成のため、永平寺町社協の事業は以下の理念に基づき展開してまいります。

(1) 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設、ボランティア及び福祉活動団体はもとより福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参画型の福祉社会を実現すること。

また、教育機関と連携しながら積極的に福祉教育を実践し、次世代のマンパワーを育成する。これにより福祉が永平寺町において文化として定着すること。

(2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現すること。

(3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される地域に根ざした支援体制を整備すること。

(4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦すること。

2. 組織特性を活かした組織運営の実現

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性を活かした組織運営が求められております。

(1) 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、積極的な情報公開や説明責任を果たします。

(2) 事業経営について責任ある組織的な判断を可能とするために事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営をめざします。

事業体制

永平寺町社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うために、以下のような部門をもった事業体制を確立する。

(1) 法人運営部門（法人運営課）

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う部門。

(2) 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進課）

地域住民や地域のあらゆる団体・組織およびボランティアと協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた取り組みを計画的に行う地域福祉を総合的に推進する部門。

- (3) 福祉サービス利用支援部門（地域福祉推進課）
福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門。
- (4) 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス課）
介護保険・障害福祉サービスをはじめ、多様な在宅福祉サービスを提供する部門。
- (5) 地域包括支援センター（町受託）
介護予防、総合相談、権利擁護、包括的マネジメントを業務の柱とし、地域で高齢者とその周囲の人々を支援する部門。

事業計画の内容

法人運営事業

1. 法人運営事業

法人運営事業は、理事会、評議員会等の開催のほか、経理事務をはじめとする財務管理、職員の採用や研修・能力開発、人事管理、所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務など、法人運営とともに社協事業全体の管理（マネジメント）業務にあたっていく。

- (1) 評議員会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 監査の実施（決算監査・中間監査）
- (4) 永平寺町社協発展・強化計画の進捗管理
- (5) 評議員選任・解任委員会の開催
- (6) 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会
- (7) 事務局の強化

◆ 職員の採用計画の検討

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し、計画的な職員採用を検討する。

◆ 資格取得支援

高難度化する福祉・介護系資格取得に向け、受験資格要件や合格体験などの受験情報の提供や、受験を目指す職員のサポートを行っていく。また金銭面の援助を行い、多くの有資格者の輩出を目指す。

(8) 社協会費の加入促進

社協会費への加入促進と、特別会費・賛助会費への増強を図っていくために、社協会費について普及活動を行う。そのため、社協会費についての分析・検討。他市町社協の会費の活用法など、調査研究を行う。

(9) 働きやすい職場づくり

◆ ハラスメント対策窓口の設置

パワーハラスメント防止対策の法制化に伴い、社協内ハラスメント総合窓口を設置し、職員に対する相談機能強化を図る。

◆ メンタルヘルス対策事業

労働安全衛生法に基づいた、衛生委員会の定期開催とストレスチェックの実施により、職員の心と体両面の健康保持・増進を図る。

◆ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進

職員の連続休暇の取得が容易となるよう、有給取得勧奨を引き続き行うほか、育児・介護等規則に基づいた休暇制度のさらなる活用に向け関連制度の周知を図る。

◆ 特定個人情報保護強化

関連法（個人情報保護法・番号法など）を遵守し、組織的な個人情報漏洩対策を行う。

◆ 健康経営の推進

職員の健康増進を経営的視点でとらえ、日々の健康管理を組織的に取り組むことで、職員の活力向上や生産性向上等の活性化を図ります。また「健康づくり宣言」を実施し、安心して働ける職場を内外にアピールすることで人材の確保につなげていく。

(10) 社会福祉大会の開催

令和5年秋ごろ開催予定。今後、町の表彰式と同時開催に向け協議していく。

(11) 部会・委員会の開催

事業の推進にあたり、幅広く地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加、協働による地域福祉を推進するために部会・委員会を開催する。

(12) 災害時における各種関係機関との協力体制の確立。

◆ 県内市町社協との協定

◆ 行政をはじめ、各機関・各団体、民生委員、福祉委員との連携強化を図る

(13) 災害ボランティア連絡会の事務局運営

◆ 連絡会の開催

◆ 災害ボランティア研修会

(14) 経営基盤の強化

◆ 公認会計士・税理士による経営・会計指導・内部監査の実施の継続。

◆ インボイス制度・電子帳簿保存法への対応。

- ◆ 自己財源の確保→ 特別会費および賛助会費の募集の強化。ファンドレイジングについての調査・研究。

2. 永平寺事務所運営事業

永平寺地区の地域福祉の窓口として統括運営する。

3. 企画調整事業

各部門相互の事業展開の総合的な調整や、法人としての将来ビジョンを検討するなど、組織全体の企画・調整の役割を果たす。

(1) 関係団体への援助協力

町内の社会福祉施設および事業所に従事する職員などの資質向上を図るため当会主催の研修参加周知。(例：OJT研修等)

(2) 苦情解決体制の整備

- ◆ 社会福祉法第 82 条に基づき、当会が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努める。
- ◆ 情報公開の一環として、広報誌等により苦情およびその処理状況を公開する。
- ◆ 第三者委員会の定期的開催

(3) リスクマネジメント体制の強化

- ◆ 経営リスク全般を見渡し、個人情報への漏えい、事故防止に向け体制整備を図る。
- ◆ ITを活用する上での個人情報を取り扱うリスクやサイバーセキュリティ事故についての知識・対応について研修の機会を作っていく。

(4) コンピュータネットワークの運用・活用

- ◆ オンライン (ZOOM) での会議、研修等の環境を整備し、職員同士の連携や積極的な研修参加の機会を作っていく。
- ◆ 各事務所に Wi-Fi 環境を整備し、災害時に町民へのインターネット通信環境の提供を行う。

(5) 経営改善計画の策定

事業推進体制、財務、資質向上について、中長期的な各事業の方向性と改善事項について分析と計画を策定し、経営基盤の強化に努める。

(6) 新規事業・収益事業の調査・研究・企画

- ◆ モデル事業や助成金事業の積極的な活用の導入。
- ◆ 新規事業 (及び継続事業) ごとにプロジェクトチームの設置 (課・事業所を越えた「横の連携」)

4. 企画広報事業

- (1) 広報誌「ほほえみ」 隔月発行（点訳版も発行）
課を越えた横断的な連携により、幅広い福祉情報を集約し発信していく。
- (2) オンラインツールを利用した情報発信
ホームページ、Twitter、Facebook、Youtube 等、年代別に利用率の高いオンラインツールを積極的に活用し、幅広い年齢層を対象に福祉情報の発信に努めていく。
- (3) マスメディアの活用（新聞社への投げ込み、ケーブル TV 放映等）
- (4) 動画情報の積極的な活用
動画を積極的に活用し、町民にとってわかりやすくイメージのしやすい情報提供に努めていく。
- (5) 広報誌発行および SNS 活用に関するスキル向上
広報誌発行や SNS 活用に関して研修会への参加や検討会を行っていくことで、地域住民にとってわかりやすく活用しやすい情報提供を行っていく。

5. 研修事業

社会福祉援助技術実習生等の受け入れ

社会福祉の専門職を目指す学生に対し、実習プログラムを通して社会福祉士として求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供する。

6. やすらぎの郷管理運営事業

社協本所としての機能のほか、上志比地区の地域福祉の窓口として統括運営するとともに、地域住民に幅広い用途で活用していただける体制づくりに努める。

地域福祉活動事業

1. 地域福祉事業

- (1) 地域福祉活動計画の目標達成に向けた取り組み
 - ◆ 令和4年度の評価委員会において、これまでの課題や今後の取り組みについて中間評価を行った。令和5年度は住民の活動計画の達成に向けての取り組みを強化していく。
- (2) 福祉委員活動の推進
 - ◆ 「みつける」「しらせる」「つながる」「ひろめる」ことを活動のポイントに据えた福祉委員との連携を通して、地域内での気がかりなこと等の解決事例を積み上げていくと共に、地域を見守るキーパーソンとなるよう支援、育成を図る。

- ◆ 福祉委員とのやりとりの起点となる「活動報告書」の活用促進を図る。報告はインターネット（google フォーム）、福祉委員専用の公式 LINE の他、電話やメール、FAX 等従来からある手段以外にも多様な連絡手段を設け、連携を強化する。
- ◆ 社協事業への協力呼びかけ。民生委員児童委員等との連携も図る。
- ◆ 新福祉委員委嘱式・研修会の開催（R6.1）
- ◆ 福祉委員主体の活動 PR（福祉委員自身がキャストとなり、福祉委員の活動を紹介する PR 動画を作成。作成した動画はえい坊チャンネル等での放送を予定。）

(3) 地域支え合い活動の推進

- ◆ 町民自らが地域の福祉（生活）課題に気づき、その解決に向けた取り組みができるよう、話し合いや活動の場を設けるなど、住民と協働して地域福祉を推進していく。
- ◆ 小地域福祉委員会を設置する自治会に対して、活動助成金を交付する。また、自治会に対して社協ができる後方支援を改めて模索するため、有識者（大学教員等）から助言を得ながら、代表者へのヒアリング等を行う。
- ◆ 生活支援コーディネーターと連携・協力して、生活支援体制整備事業（地域包括支援センター所管事業）の充実を図る。地域福祉コーディネーターは第 2 層、第 3 層での取り組みを意識する。

(4) 子どもを中心とした地域への愛着を育む事業（旧 子ども福祉委員活動）

- ◆ 地域の実情に応じた身近なテーマのもと、子どもが中心となり自分たちが住む地域を知るための活動に参加。“地域の宝”に触れることで地域への愛着を育み、「未来へつなぐ地域福祉の向上」を目的とした事業を行う。学校を含めた多様な関係機関や団体、地域住民等で構成する協議会を設置して、テーマの設定やプログラム等を企画立案して実施する。本事業を通して、今後の地域活動の担い手の発掘を図る。

2. ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンター運営委員会の運営

- ◆ 運営委員会の開催（3 回/年）

(2) ボランティア活動に関する相談、登録、コーディネート

- ◆ 福祉施設ボランティア受け入れ担当者連絡会議
- ◆ ボランティア活動者交流会
- ◆ ボランティア体験 2023（県ボランティアセンター主催）のコーディネート

(3) ボランティア活動に関する広報啓発、情報提供

- ◆ 各種媒体を活用した広報啓発活動
社協広報誌ほほえみ、社協 Facebook、ボラセン HP、ボラセン Instagram（新規開設）、ボラセン公式 LINE（通称：つな LINE）、えい坊チャンネル等を活用する

- ◆ 登録ボランティアやNPO団体を紹介するチラシの作成、町内回覧（新規）
（社協広報誌ほほえみの発行と同タイミングで隔月発行予定）
 - ◆ ボランティアセンターin白檜祭（福井県立大学祭）
 - ◆ 各種助成金の情報提供
 - ◆ 社協広報誌ほほえみ点訳業務委託（点訳サークル松岡サンライトと契約）
- (4) ボランティア講座、研修会の開催
- ◆ 福祉教育サポーター養成講座（応用編）
 - ◆ 教職員向け福祉教育講座
 - ◆ 生きがいボランティア活動を見つけよう会（新規）
各登録ボランティアのPRブースを設置し、ボランティア活動に関心のある方（全年齢）を対象とした、オープン型のボランティア活動説明会を実施
- (5) 福祉教育、学習の推進
- ◆ 町内全小学校4年生を対象に、「防災（避難所での要支援者への支援について）」をテーマとした福祉（防災）教育
※実施に際しては社協の各課、各事業所の職員にも応援を要請
 - ◆ 小中学校や地域での福祉教育、学習の支援
 - ◆ 車いす、高齢者疑似体験セット、点字体験セットの貸出や講師の派遣調整
- (6) 積雪時における除雪ボランティア体制の整備
- ◆ スノーバスターズ（除雪ボランティア）始動オリエンテーション
 - ◆ スノーバスターズの活動調整
- (7) ちょボラ活動（収集ボランティア活動等）の促進
- ◆ エコキャップやプルタブの回収活動、チラシで作るゴミ箱作成等の促進を図る
 - ◆ エコキャップ、プルタブ回収BOX設置場所の新規開拓
- (8) ボランティア活動保険の加入窓口
- ◆ ボランティアセンター登録者の活動保険料（350円）を助成

3. 地域ふれあいサロン事業

今年度は、活動を再開しているサロンに加え、コロナウイルス感染拡大を転機に活動が休止しているサロン、担い手不足や参加者の減少により活動の縮小を余儀なくされているサロンなどに対して、その実態の把握を行い、支援を図っていく。

- ◆ 地域ふれあいサロン補助金の交付
- ◆ サロン代表者会議の開催
- ◆ 活動の休止や縮小しているサロンへの介入、新規立ち上げの支援

4. 物品貸出事業

社協保有の福祉機器（車いす、スロープ）やレクリエーション用品、視聴覚機器等を町民に無料で貸し出すことで、在宅での生活や地域福祉活動などを支援する。

- ◆ 地域での福祉活動を支援するための各物品の無料貸し出しや物品の購入
- ◆ 福祉車両の無料貸し出し。(有料道路代、ガソリン代は除く)
- ◆ 視聴覚機器(プロジェクター、スクリーン、スピーカー、DVDプレイヤー)の貸し出し
- ◆ 各自治会への積雪時支援として、除雪機の貸し出し。(申請は自治会、ボランティア団体に限る)
- ◆ コロナ禍でのサロン支援として、上記の視聴覚機器と併せてDVDの貸し出し
- ◆ サロンの集合型が難しい場合、配布用に脳トレ本のコピーなどを提供して支援

5. 団体事務事業

- ◆ 永平寺町遺族連合会
- ◆ 永平寺町英霊顕彰奉賛会
- ◆ 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会

6. 子ども見守り強化事業

地域の関係機関やボランティア等と協働を図りながら「宅食」と「学習支援」2つの取り組みを展開し、子どもの見守り体制の強化を図る。(永平寺町子ども見守り宅食支援事業)

(1) 宅食 (主にひとり親家庭の対象児童宅を月1回訪問)

上志比地区と永平寺地区を中心に展開(松岡地区はNPO団体が展開)。宅食を通して、対象世帯との関係性を深めながら、見守り体制(対象者が抱える悩み、心配ごとに対する早期発見・予防対応)の強化を図る。

(2) 学習支援

町内小学校の協力も得て参加を呼びかける。長期休暇中(夏休み等)の宿題や苦手科目の克服、学期末の復習をするため、拠点型の学習支援を実施。学習支援を通して、大人と子ども、相互の信頼関係に基づく安心安全な居場所づくりも図る。

7. 一般配分金事業

- (1) 障がい児者の親子の社会参加事業
- (2) 障がい児者の社会参加と保護者の親のリフレッシュ事業(重症心身障がい児者)

8. 歳末配分金事業

- (1) ひとり暮らし高齢者の集い(会食・交流会)
ひとり暮らし高齢者を集い社会性の維持向上を図る。
- (2) 広報誌の発行事業

9. 災害配分金事業

火災等の災害に対して臨時に援助する。

福祉サービス利用支援事業

1. 福祉総合相談事業

民生委員児童委員や弁護士等と連携し、暮らしの心配ごとや困りごと等の相談に応じこ
とで課題解決および事業で対応できない相談があっても、迅速に関係機関へつなぎ連携し、
相談者の想いに寄り添った支援を行う。

(1) 「心配ごと相談」

各事務所だけでなく、訪問先など様々な場で随時相談を受け付け、その内容に応じ
て、民生委員児童委員やその他の関係機関へつなげ、連携を取りながら対応を図る。

(2) 弁護士による「無料法律相談」

◆各地区持ち回りで毎月第4木曜日に実施（年間12回）。永平寺（老人福祉センタ
ー）、上志比（本所）での開催時は電話相談も受け付ける。

◆普及啓発に努める（ポスターの掲示、パンフレットの配布等、広報誌等での周知）。

(3) 講座（セミナー）の開催（年1回）

福祉に関する情報発信、啓発活動を行うことで、町民の福祉に対する意識向上を促
す。また、今後のコロナ禍の世間的状況を見ながら開催する。

2. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障がいのある方が、福祉サービスを利用しながら自立した
日常生活を送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理、書類等預かりなどを中心とし
た生活支援を行う。

なお、同事業において、利用者数は増加傾向にあり、今後の事業安定運用を図るため
も、昨年度に続き生活支援員の確保と育成に注力していく。

3. 小口資金貸付事業

一時的な生活困窮に陥った人を対象に、当会緊急小口福祉資金規程に基づき、資金を貸
し付け、世帯の自立更生を図る。また必要に応じて食料等の提供支援を行っていく。

(1) 緊急を要する生活困窮世帯を救済するため、食料等の提供支援

(2) 利用者が自立した生活を営むことができるように、貸付者へは適切な支援計画を
作成し自立に向けた支援

4. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯・身体障がい者世帯・知的障がい者世帯・高齢者世帯及び離職者世帯等を対象に、それぞれが必要となる費用を貸し付ける。また、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急小口資金、総合支援資金の受付については度重なる延長猶予がなされてきたが、令和4年9月末をもって終了となった。令和5年1月からは償還が開始され、引き続き債務者の償還に向けた各種相談や、必要に応じた免除申請の援助、さらに償還免除に至らないものの償還が困難な方については償還猶予などの対応も併せて実施していく。

総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費・就学支度費）、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

- (1) 生活福祉資金調査委員会の運営
- (2) 生活福祉資金の広報活動
- (3) 貸付相談
- (4) 償還免除支援（特例貸付）、償還指導

5. 福祉サービス利用料負担金軽減実施事業

当会が実施する各種福祉サービスを経済的理由によって利用が難しい低所得者を対象に利用負担金の補助を行う（1か月限度額10,000円）。また、同時に本人の自立生活へ向けて助言等と生活支援を行っていく。

対象事業（福祉サービス利用料負担軽減実施事業規程より抜粋）

- (1) 会食サービス
- (2) 配食サービス事業
- (3) 寝具洗濯サービス事業
- (4) 外出支援サービス事業
- (5) ホームヘルプ事業
- (6) 障害者等居宅介護事業
- (7) 通所介護事業
- (8) 訪問入浴介護事業
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業（休止）
- (10) 福祉サービス利用援助事業
- (11) その他の新規生活支援事業

*令和5年9月をもって廃止予定

6. 成年後見サポート事業

- ◆行政・地域包括支援センター・関係機関等と連携し、相談支援および制度の普及啓発。
- ◆嶺北成年後見制度促進連携協議会への参画とふくい嶺北成年後見センター活用と連携。

在宅福祉サービス事業

1. 在宅福祉サービス事業

「社協」の介護保険事業の運営の安定化

令和5年度から大きく変わる介護保険事業所の体制を社協の特色を生かしながら運営していく。

- ◆小規模多機能型居宅介護事業を休止
- ◆上志比デイサービスセンターを平日のみの運営へ変更
- ◆訪問系を強化し、在宅福祉生活の安定化

2. 配食サービス事業（町受託）

- ◆安否確認の継続強化

3. 寝具洗濯サービス事業（町受託）

- ◆寝具の衛生管理サービス提供

申請方式での利用を継続（独居高齢者世帯および要介護3以上の方のサービス）

4. 外出支援サービス事業（町受託）

- ◆令和5年度より受付窓口を永平寺町社協・永平寺事務所（63-3868）で一本化。

5. 家族介護(交流)教室事業（町受託）

(1) 家族介護者教室事業

- ・他事業所、機関等とのタイアップを強化し、相談できる機会を周知する。
- ・介護者のニーズに対応すべく、アンケート調査の実施。

(2) 家族介護者交流事業

- ・介護者様の心身の元気回復（リフレッシュ）できる内容や知って得する内容を事業化する（薬、認知に関することなど）

ホームヘルプ事業

1. ホームヘルプ事業

- ◆訪問事業を強化継続できるような職員体制を構築し、サービスの提供を継続していく。

2. 介護保険対象外ホームヘルプ事業

- ◆提供サービスの維持、安定化を図る。

利用者のニーズを拾い、情報共有を強化し、提供可能な範囲内でのサービス提供に努める。

松岡デイサービス事業

- ◆あん摩マッサージ指圧師を上志比デイとの兼務により、職員のサービスの質の向上を図る。

永平寺デイサービス事業

- ◆松岡・上志比地区からの幅広い地区からの受入れを強化する。

上志比デイサービス事業

- ◆平日型のデイサービスと大きく変更した事業体制をフルに活用したサービス提供を図る。
- ◆あん摩マッサージ指圧師を松岡デイとの兼務により、利用者の機能訓練の質を向上させる。

小規模多機能型居宅介護事業（休止） R5.4.1～

えいへいじ訪問入浴介護事業

- ◆段階的事業縮小であった介護分野の訪問入浴を復活。

障害福祉事業

1. 障害者計画相談事業

障がい児（者）や難病疾患児（者）の自立した生活を支えるため、当事者が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を見据え、行政、学校、地域、病院、障がい福祉サービス事業所等の多職種と連携。相談支援体制の強化を図りながらケアマネジメント、サービス等利用計画の作成にあたり、当事者が安心して地域で暮らし続けることができるよう継続支援を行う。また、相談支援専門員の育成ならびに個別支援の充実に向けて専門性の向上を図っていく。

2. 自立支援居宅介護事業

◆職員の専門性の向上

サービスの質を意識し、専門職としての知識・技術・価値の追求。

3. 松岡自立支援生活介護事業

◆障害福祉サービスの拡充

- ・松岡デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業の強化。
- ・各種研修による職員の専門性向上を図る。

4. 永平寺自立支援生活介護事業

◆障害福祉サービスの拡充

- ・永平寺デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業の強化。
- ・各種研修による職員の専門性向上を図る。

5. 自立支援訪問入浴介護事業

◆事業体制安定化のための他事業所との連携強化

えいへいじ居宅介護支援事業

- (1) 次世代の介護支援専門員の育成を強化
- (2) 多様化・複雑化する課題への対応を強化

老人福祉センター運営事業（指定管理）

- (1) 高齢者の居場所づくりとしてのPR
- (2) 福祉避難所としての準備の定期的な確認作業。

地域包括支援事業（町受託）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを引き続き進めていく。以下の4点を重点事項として取り組む。

- ①関係機関との協働による総合相談体制の強化及び相談窓口の周知
- ②住民同士が支えあえる地域福祉活動の推進
- ③いつまでも住み慣れた地域で暮らし続ける医療と介護連携の推進
- ④自分らしい生活を維持できるよう介護予防の推進

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワーク構築業務

早期発見・見守り・支え合い活動を推進するため、医療、保健、福祉関係機関や民生委員、企業などの地域関係者、ボランティア、地域の関係者とのネットワーク構築に努める。

② 実態把握業務

総合相談やひとり暮らし高齢者などの訪問、地域住民や関係機関からの情報収集などにより、高齢者の心身の状況や家族の状況などについて把握を行う。気になる高齢者については関係機関と連携を図り、早期の対応や見守り等および課題やニーズの把握をしていく。

③ 総合相談業務

・総合相談窓口として、本人や家族、民生委員、地域の方からの高齢者に関する相談に対応し、継続的な支援や調整を行い、必要に応じて他機関と連携し支援を行う。

また、家族介護者に対しても相談に加え、必要に応じて他機関と連携し支援を行う。

さらに、地域の方々が気軽に相談しやすいよう、地域包括支援センターの周知を行うとともに顔の見える関係づくりに努め、多様な相談に対処できるよう、職員研修などの実施や窓口体制を整える。

・地域包括支援センターパンフレットを新調し、周知の強化を図る。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的管理、法律的行為へつながるよう成年後見制度の活用を支援する。また、ケアマネや相談窓口職員を対象に研修会の実施。職員間の成年後見制度の理解を深める。

② 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者を把握し、福祉保健課と連携しながら適切な対応を行う。

③ 老人福祉施設等への措置の支援

老人福祉法上の措置が必要と思われる場合、福祉保健課と連携し支援を行う。

④ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、速やかに実態把握したうえで、必要な関係機関と連携し対応策の検討をすすめ、適切な支援を行う。

⑤ 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費者被害に遭遇した場合には、警察や関係機関と連携を図り、被害回復に向けた支援を行なう。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

包括的・継続的なサービスが切れ目なく提供することができるように関係機関との連携強化に努め、介護支援専門員が地域の社会資源を活用した支援ができるよう支援体制の整備に取り組む。

◆介護支援専門員に対する個別支援

◆指導、助言、情報提供、同行訪問、カンファレンスへの出席などを行なう。

◆介護支援専門員の資質向上及び交流のための研修会などを開催。(年3回開催)

◆介護支援専門員の定例会を毎月開催

町内の介護支援専門員同士の連携強化、相互研鑽、資質の向上、情報共有を図る。

◆主任介護支援専門員のネットワークの構築を図る。

② 地域ケア会議の開催

◆自立支援ケア会議(年9回開催)

介護支援専門員の実践力やアセスメント力の向上などを目的に開催。

◆個別ケア会議

解決困難な事例など、地域で支援の必要な高齢者の個別課題の解決を図るため必要時に開催。地域の多様な関係者が参加し、課題解決に向けた支援を検討すると共に、関係者同士のネットワークの構築や地域課題の把握も行う。(必要に応じ適宜開催)

※地域ケア会議で検討した個別ケースの課題を分析し、地域課題を明らかにしていく。

◆身寄りのない人の支援についての検討会議

(4) 在宅医療・介護連携推進に関する業務

◆在宅ケア体制整備に向けた事業展開

医療・介護連携による在宅ケアの充実に向けて、地域の医療・介護関係機関、県などと連携した取り組みを行っていく。

- ・地域の医療・介護の資源リスト活用の推進
- ・退院支援ルール等の利用により、関係者の情報共有の支援
- ・医療・介護関係者等多職種連携にかかる研修会の開催（年2回開催）
- ・地域住民を対象とした在宅ケア普及啓発講演会の開催（年1回開催）

(5) 生活支援体制整備事業

住民が主体となった生きがい、支え合い活動を推進。地域全体で高齢者の生活を支える仕組みづくりを進める。

※「地域づくり」という共通する役割の地域福祉推進課と一体的に事業を推進していく。

- ① 住民主体による支え合いのまちづくり活動の支援や新たな社会資源創出に向けた取り組み、並びに地域住民への啓発
- ② 各小学校区域において、地域課題整理やニーズ把握などを行いながら住民と共に必要な取り組みについて模索する「地域支え合い座談会」の開催。
 - ◆住民主体の活動を展開する団体の活動支援と座談会を対象とした研修会の開催。
 - ◆住民主体の集いの場（いきいき百歳体操、地域ふれあいサロンなど）の推進。
 - ◆既にある生活支援サービスの社会資源の見える化。
 - ◆広報誌等を活用した支え合いの取り組みの紹介。
 - ◆社会資源、福祉課題の周知、把握、並びにすでにある協議の場への参画
 - ◆町関連部署との情報共有。
 - ◆地域ふれあいサロンなど集いの場への訪問。
 - ◆無理をしない新しい集いの場の確保。
 - ◆自立支援ケア会議などでの地域課題に対して利用可能な地域資源などを検討。

(6) 認知症総合支援事業

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で認知症の方や家族を見守り支援していく体制整備にむけての取り組みを行う。

① 認知症サポーター養成講座の開催（年4回 開催）

子どもから大人まで幅広い年齢層に対して、認知症に対する正しい理解の普及啓発

② 講演会や広報誌、ケーブルテレビなどで認知症の正しい理解について普及啓発する。

③ キャラバンメイトの活動支援

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトが主体的に活動出来るよう支援を行う。

◆認知症サポーター養成講座の開催支援

④ 認知症カフェの企画、運営の支援

◆認知症カフェ「茶ま」「えきなかカフェ」に出向き、必要な支援と周知活動

◆家族介護者支援の取り組みを強化する。

⑤ 認知症ケアパスの見直し

⑥ 認知症初期集中支援チームの配置（年3事例（随時））

サービス利用や受診の拒否や対応困難なケースにおいて早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

(7) 指定介護予防支援業務

① 介護給付による介護予防支援（介護予防ケアプラン）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成し、計画に基づくサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行なう。

指定居宅介護支援事業所に一部を委託する。

② 総合事業による介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、適切な介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域資源等の情報を提供し、自立支援に向けたケアプラン作成を行なう。

指定居宅介護支援事業所に一部を委託する。

2. 一般介護予防事業

全地域で介護予防につながる活動の場や機会を増やし、身近なところでおのずと介護予防を図ることが出来るよう、住民運営の通いの場の充実を図るものとする。

- ① 元気高齢者を対象に運動器具を使用しての筋力トレーニング・運動習慣をつける。
- ◆もりもりトレーニング教室（新規参加者）
会場：松岡福祉総合センター 開催時期：7月～8月（計10回）
 - ◆ぞくぞくトレーニング教室（継続参加者）
会場：松岡福祉総合センター（6教室を週1回開催）
- ② 65歳以上の高齢者を対象に音楽や運動による健康教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。
- ◆こつこつ教室
会場：松岡福祉総合センター・ざおう荘（各会場週1回開催）
- ③ 元気高齢者を対象にした、筋力アップに繋がる運動教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。
- ◆筋トレ教室
会場：ふるさと学習館、永平寺開発センター、永平寺老人福祉センター、やすらぎの郷（各会場週1回開催）
- ④ 地域の高齢者自ら介護予防に向けた活動のため、おもりを使った筋力トレーニング教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。
- ◆いきいき百歳体操：2会場増（現22会場）
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ・介護予防の取り組みを機能強化するため、地域ケア会議、住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による助言等を実施。
 - ・各いきいき百歳体会場において年1回のリハビリ専門職による評価・助言。
 - ・介護予防教室における体力測定などの実施及び結果報告。
- ⑥ 地域介護予防活動支援事業
- ◆フレイルサポーター養成講座の開催
 - ◆フレイルサポーター活動支援
ステップアップ研修会、フレイルチェック及びフレイル予防普及啓発活動への後方支援。サポーター交流会の開催。
 - ◆介護予防に関する活動の普及啓発
地域サロン等への出前講座の開催。パンフレットなどによる事業の周知。

4. その他

- ① 地域包括支援センターの業務を円滑にすすめるための他部門との連携
 - ◆福祉保健課との連絡会 定例で開催（適時）
 - ◆在宅介護支援センターとの連絡会 定例で開催（適時）
- ② 職員の資質向上
 - ◆研修会や研究協議会や専門分野での事例検討会の参加 など
- ③ 福祉人材育成、教育部門の協力
 - ◆社会福祉士、看護師、保健師等の実習受け入れ

在宅介護支援センター事業（町受託）

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者または、その家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるとともに、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受け入れられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等を行い、地域の福祉の向上を図る。また、地域包括支援センターのブランチ（窓口）として、地域包括支援センターが行う業務に協力・連携して以下の業務を実施する。

- 1) 要援護高齢者等の実態を把握する。
（ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の台帳整備）
- 2) 要援護高齢者等が自立した生活を営むうえでの幅広い相談に応じ、適切な助言や支援を行う。
- 3) 町民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターにつなぐ。
- 4) 地域包括支援センターが行う高齢者の実態調査や初期の相談対応業務を協力・連携して実施する。

基金運営事業

(1) 福祉基金事業

福祉基金規程に基づき、社会福祉事業の推進にあたり、必要とする費用の財源とする。

(2) 地域福祉事業安定化基金事業

地域福祉事業安定化基金規程に基づき、管理運用する。増大する住民の福祉需要に対応し、地域福祉事業の安定的発展を図るための財源とする。

(3) 介護保険事業安定化基金事業

介護保険事業安定化基金規程に基づき、基金の管理運用を行う。高質の介護保険サービスを安定して提供し続けることを目的とした積立金。

(4) 施設管理運営安定化基金事業

自己資産としての施設について、その維持管理に必要な財源を確保することを目的とする。